

本号で公布された条例のあらまし

博物館法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（埼玉県条例第一号）（文化資源課）

一 趣旨

博物館法の一部改正に伴い、規定の整備を行うための改正

二 内容

博物館法の一部改正に伴い、以下の条例中の同法の引用部分について規定を整

備

- (一) 旅館業法施行条例（昭和三十三年埼玉県条例第十四号）
- (二) 埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例（平成十年埼玉県条例第十九号）
- (三) 埼玉県暴力団排除条例（平成二十三年埼玉県条例第三十九号）
- (四) 埼玉県立歴史と民俗の博物館協議会条例（昭和四十六年埼玉県条例第六十七号）
- (五) 埼玉県立近代美術館協議会条例（昭和五十七年埼玉県条例第五十六号）
- (六) 埼玉県立自然と川の博物館条例（平成十七年埼玉県条例第二百二十三号）

三 施行期日

令和五年四月一日